

## 参考資料- 3 : 宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定委員会設置要項

### (目的)

第1条 「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(いわゆる「交通バリアフリー法」)に基づき、宇治市交通バリアフリー全体構想において重点整備地区に位置付けられた宇治駅周辺地区における移動円滑化基本構想(以下「基本構想」という。)を策定するため、宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる各号について、意見の交換及び調整を行なう。

- (1) 当該地区における基本構想策定に関する基本的な事項に関すること。
- (2) 当該地区における移動円滑化に関する基本理念及び基本方針に関すること。
- (3) 当該地区における移動円滑化のために実施すべき特定事業その他の事業に関すること。
- (4) その他基本構想の策定のために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 1 委員長は、委員の互選により選出する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (委員会の開催)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

### (意見の聴取)

第6条 委員長は、委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備部交通政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って  
委員長が定めるものとする。

(施行期日)

附 則

この要項は、平成17年11月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年 4月 1日から施行する。

宇治駅周辺地区交通バリアフリー基本構想策定委員会名簿

<敬称略>

分類	職名	氏名	備考
学識委員	大阪大学大学院教授	新田 保次	(委員長)
	京都文教大学助教授	森 正美	(副委員長)
市民委員	宇治市肢体障害者協会会長	奥島 誠次	
	宇治市難聴者協会会長	西村 篤子	
	宇治市視覚障害者協会会長	今里 忠幸	
	宇治市ろうあ協会会長	久米 征次	平成18年4月より副会長
	宇治市連合喜老会常務理事	河村 末三	平成18年6月まで
		中 貴昭	平成18年7月から
	宇治子育てを楽しむ会代表	迫 きよみ	平成18年3月まで
		中辻 志保	平成18年4月から
	宇治市社会福祉協議会副会長	曾谷 武	
	社団法人宇治市観光協会専務理事	北村 庄司	
	宇治商工会議所副会頭	下岡 矢市郎	
	宇治駅周辺地区交通バリアフリーワークショップ代表	庄野 周平	
金森 清正			
平田 信夫		平成18年6月まで	
安江 徹		平成18年7月から	
公共交通委員	西日本旅客鉄道(株)総務企画課長	中村 智	
	京阪電気鉄道(株)課長	前田 勝	
	(株)京阪バスシステムズマネージャー	槻木 章	
	京都タクシー業務センター常任幹事	富田 博	
行政委員	京都府宇治警察署交通課長	坂上 征芳	
	京都府山城広域振興局企画振興室長	柴田 一宏	
	京都府山城北土木事務所技術次長	三浪 秀夫	
	宇治市技監	山崎 隆	
	宇治市政策室長	溝口 憲一	
	宇治市財務室長	田中 彰	平成18年3月まで
		土屋 炎	平成18年4月から
	宇治市市民環境部長	仲野 正之	
	宇治市健康福祉部長	糸 要治	
	宇治市教育委員会教育部長	塚原 理俊	平成18年3月まで
		五艘 雅孝	平成18年4月から
宇治市建設部長	桑田 静児		
宇治市都市整備部長	石井 章一		
オブザーバー	国土交通省近畿運輸局 首席運輸企画専門館企画調整担当	竹内 保	平成18年3月まで
		下畑 賢治	平成18年4月から